



Energia

2026年11月1日実施

災害特措に係る供給条件（自由料金）

中国電力株式会社

1 適用範囲

この災害特措に係る供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、当社が定める約款、要綱、料金表およびその他別に定める供給条件等（電気特定小売供給約款を除きます。以下総称して「約款等」といいます。ただし、当該約款等が変更された場合は、変更後の約款等をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 災害特措に係る供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の災害特措に係る供給条件によります。
- (2) 約款等の変更、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、本供給条件を変更する必要がある場合、当社は変更後の約款等、託送約款等または法令をふまえ、本供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の災害特措に係る供給条件によります。
- (3) 当社は本供給条件を変更する場合、変更後の災害特措に係る供給条件を当社のホームページ等でお知らせいたします。

3 災害救助法が適用された場合等の特別措置

当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ 1 ヶ月延長いたします。

- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

ぐっとずっと。プラン スマートコースについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、深夜電力Aについては料金、その他については基本料金とし、また、最低月額料金を設定している契約種別で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。

ただし、電気サービス約款 23（料金の算定）（1）イ、ロまたはハおよびその他の約款等における同様の規定に該当する場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントとし、料金の算定期間ごとに100パーセントを上限といたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、電気サービス約款 44（工事費負担金等の申受けおよび精算）およびその他の約款等における同様の規定にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込が災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合

ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合

ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

- (4) 災害により被害を受けた基本料金を設定している契約種別のお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、電気サービス約款 23（料金の算定）およびその他の約款等における同様の規定にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

4 そ の 他

その他の事項については、約款等に定めるところによるものといたします。

5 この供給条件の実施期日

この供給条件は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

